

税務手続の電子化に向けた具体的取組（国税）

1. 個人（所得税関係）

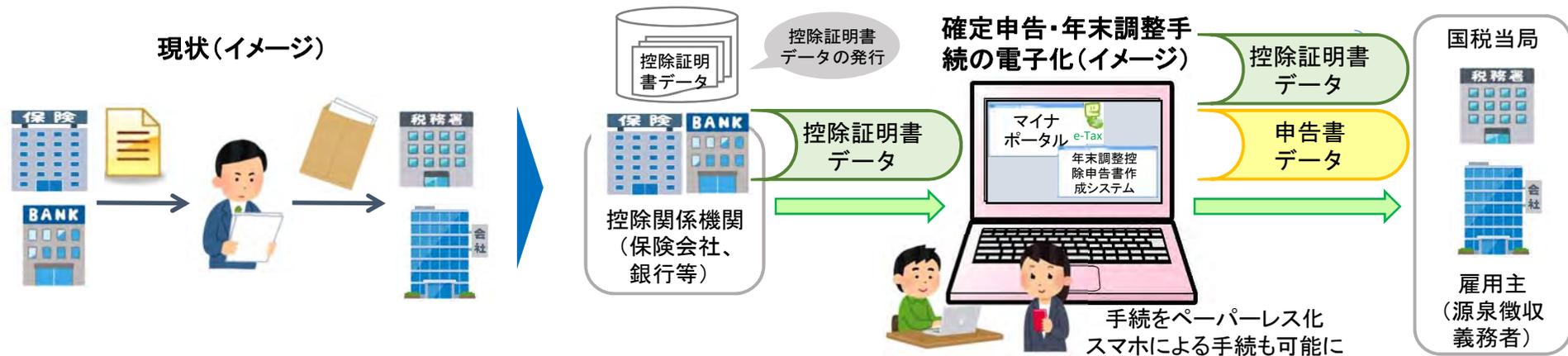
目標	現状	今後の取組
「スマホ申告」 の実現	スマートフォンによる電子申告は未対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税庁ホームページで確定申告書を作成できる「確定申告書等作成コーナー」について、スマートフォンでも入力しやすい専用画面（スマホ専用画面）を開発中。対象は以下のとおり。 <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の多い、年末調整済みの給与所得者で、<u>医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除に係る還付申告をされる方を対象。</u> <p>【平成32（2020）年1月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象を、<u>全ての給与所得者や年金収入のある方にも拡大。</u>（所得控除には、基本的にすべて対応） <ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収票の電子交付を促進しつつ、書面で交付されたものへの対応として、更なる利便性向上のため、「<u>源泉徴収票等をスマホのカメラで撮影し、確定申告書等作成コーナーに自動入力できる機能</u>」の開発について、技術的な課題も含めて検討。

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
e-Taxの認証 手続の簡便化	ID・パスワード(PW)に加え、 マイナンバー カード・ICカー ドリーダーライタ による本人認 証が必要	<p>● 以下の取組みにより、e-Taxの認証手続を順次簡便化。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書等作成コーナーを利用した場合には、厳格な本人確認に基づき通知した、<u>ID・PWのみ(マイナンバーカードなし)</u>でe-Tax利用が可能に。 ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。(マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>【平成32(2020)年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>マイナンバーカードを用いてe-Taxを利用する場合、スマートフォンからでも、e-TaxのID・PWの入力なし</u>でe-Tax利用可能に。 (マイナンバーカードの電子証明書を活用) <p>(※)マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォンに限る。</p> <p>● 押印や対面等の本人確認等の在り方の再整理に係る政府方針に基づき、電子的な認証方法の更なる簡素化を検討。(中長期的課題)</p>

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成。</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 確定申告について、マイナポータル等において必要な情報を一元的に確認・活用することができる仕組みを検討し、医療費控除申告などの確定申告手続の電子化を推進。 <p>【平成30年1月～（平成29年度改正・実施済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告において、医療費通知データを活用した医療費控除申告が可能に。（明細書の作成等不要に。） <p>【平成33（2021）年1月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税庁ホームページで確定申告書を作成できる「<u>確定申告書等作成コーナー</u>」とマイナポータルが連携。（マイナポータル上の確定申告に必要な控除証明書データ等を確定申告書等作成コーナーに自動転記して、<u>e-Tax送信が可能となる機能を開発予定。</u>） <p>(※)連携先機関等との所要の調整等が前提。</p> <p>【順次実施（関係府省等との協議が必要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費情報や控除証明書情報を確定申告で利用できるよう、医療保険者（健康保険組合）等や控除関係機関（銀行等）が当該情報をマイナポータルに通知する。



1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・年末調整手続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を含む）は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収義務者）は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>● 年末調整について、控除関係機関（保険会社・銀行等）⇒被用者（従業員）⇒雇用者という情報の流れを電子化。</p> <p>【平成32（2020）年10月～（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提出（電子提出）が可能に（平成30年度改正）。 被用者（従業員）向けアプリ「<u>年末調整控除申告書作成システム</u>」を提供。 <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁ホームページからアプリを無料ダウンロード。 → <u>控除関係機関（保険会社・銀行等）から送付された控除証明書等のデータを取り込めば、所定の項目に自動転記され、そのまま勤務先にオンライン提出可能。</u> → 「確定申告書等作成コーナー」と同様に、同システムにおいても、マイナポータルから必要な情報を入手し、そのデータを自動転記して控除申告書を作成できる機能を開発予定。 <p>（※）連携先機関等との所要の調整等が前提。</p> <p>〔 被用者：PCやスマホ等による手続が可能に。 雇用者：書面を確認・保管する事務負担が軽減。 〕</p> <p>【順次実施（控除関係機関（銀行等）との協議が必要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 控除証明書情報を年末調整で利用できるよう、控除関係機関（銀行等）が当該情報をマイナポータルに通知する。

1. 個人（所得税関係）

目標	現状	今後の取組
<p>確定申告・ 年末調整手 続の電子化</p>	<p>納税者（被用者を 含む）は、各種控 除関係書類を書 面で収受し、申告 書を作成</p> <p>雇用者（源泉徴収 義務者）は、年末 調整手続で、書面 の申告書等の確 認・保管に事務負 担を負っている</p>	<p>● マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方策を検討。</p> <p>【平成31年1月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、e-Taxメッセージボックス格納情報の配信。 <p>【平成31(2019)年9月～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナポータルの「お知らせ」機能を活用して、各種説明会の開催案内配信。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告時期の案内等、ニーズに沿ったタイムリーな情報配信。 ・ 各種控除証明書等、確定申告・年末調整に必要な情報を一元的に確認し活用する仕組みを検討。

1. 個人（所得税関係）

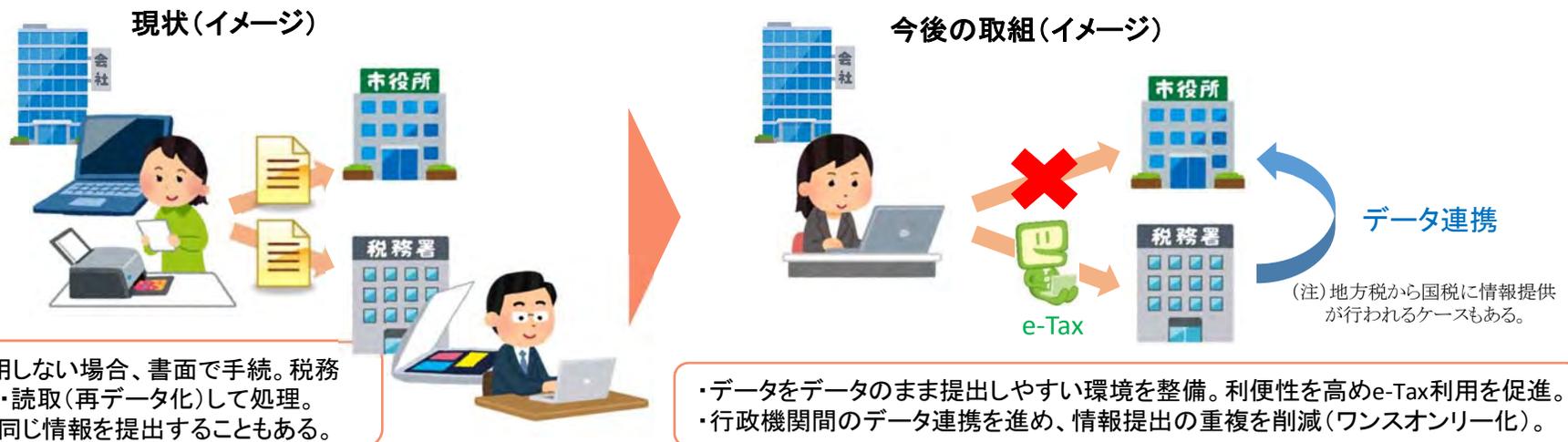
目標	現状	今後の取組
<p>手続のワンストップ化</p>	<p>税、年金等の手続を個別に実施</p>	<p>● 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。</p> <p>【平成32(2020)年度～順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 <p>【平成30年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関と間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。</u> <p>(参考) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）</p> <p>企業の生産性向上の観点から、従業員に関する社会保険・税手続の電子化・簡便化が重要である。</p> <p>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続について、平成32年度にワンストップサービスを開始できるよう取組を推進する。さらに、企業が有する従業員に関する情報について、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて各種手続における企業からの情報の重複提供を不要としワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、企業が提出を要する情報等の棚卸や技術的課題の洗い出しなどを進め、平成30年度にロードマップを策定し、以降順次、実現に向け取り組む。</p>

2. 法人（法人税関係）

目標	現状	今後の取組
電子申告の普及促進	電子申告の普及は道半ば ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま提出されていない	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。 <p>【平成30年4月～（平成30年度改正・実施済）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e-Tax システムの機能改善、提出書類の不要化、電子署名の簡便化等の施策を実現。 <p>【平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の申告から（平成30年度改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大法人の電子申告を義務化。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、電子申告利用率85%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人にも電子申告を義務化し、電子申告利用率100%を目指す。
法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化	法人設立にあたり、国税・地方税・社会保険等の各手続を個別に実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 <p>【平成31年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 <p>【平成32（2020）年度中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 <p>（参考）未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 －マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。

3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税・地方税の法人設立関係手続等の電子的提出一元化、法務省との不動産登記情報のデータ連携等を進め、情報提出の重複を削減（ワンスオンリー化）。 <p>【平成31年度実施に向け検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。 <p>【平成32（2020）年4月～（平成30年度改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、地方税当局のデータ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。



3. その他（個人、法人共通）

目標	現状	今後の取組
電子帳簿等保存制度の利用促進	電子帳簿を利用しない場合、ICTで作成・管理する帳簿書類を書面で保管する必要	<p>● <u>帳簿書類等の正確性を担保する仕組みにも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の利用を促進し、事業者の文書保存に係る負担を軽減。</u></p> <p>【平成32(2020)年1月～(平成30年度改正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電子帳簿保存」等の要件を満たした者について65万円の青色申告特別控除を適用。 <p>【平成31年度税制改正以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業等のニーズを踏まえ、電子帳簿やスキャナ保存の活用が促進されるような見直しを検討
納付のキャッシュレス化推進	現金納付が依然多い 現金納付の場合、納税者は金融機関や税務署に赴き納付を行う必要	<p>● <u>地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性を向上。国税・地方税の納付のキャッシュレス化を推進し、現金納付に伴う手続負担を軽減。</u></p> <p>【平成30年1月～(実施済)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイレクト納付における複数金融機関の口座登録を可能に。 <p>【平成31年1月～(平成30年度改正)】</p> <ul style="list-style-type: none"> QRコードを利用したコンビニ納付の導入。 <p>【順次実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進(窓口納付の縮減)について検討。

税務手続の電子化に向けた取組状況

(2) 「デジタルガバメント実行計画」を踏まえた対応状況

デジタルガバメント実行計画(抄)
(平成30年7月20日 デジタルガバメント閣僚会議決定)

3. 利用者中心の行政サービス改革

3.2 横断的サービス改革(行政改革の100%デジタル化)

以下の3原則に沿い、あらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる。(行政サービスの100%デジタル化)

① デジタルファースト

原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② ワンスオンリー

一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ コネクテッド・ワンストップ

民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでも／一か所で実現する。

行政サービスの100%電子化を実現するため、各府省は、所管する各手続きについて、以下の1)～4)の見直しを検討する。内閣官房は、各府省の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出する。

- 1) 業務改革(BPR)の徹底
- 2) 手続オンライン化の徹底
- 3) 添付書類の撤廃に向けた取組
- 4) ワンストップサービスの推進

デジタルファースト法案の策定について

平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議(第2回)資料より

(1) 本法案の位置付け・総則等

➤ 本法案の位置付け

- ✓ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)及び官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく法制上の措置。
- ✓ 同法の基本理念にのっとりデジタル化を推進。

➤ 法案の目的・原則等

- ✓ 行政手続等のデジタル化等による社会全体のデジタル化の実現
- ✓ 国民利便性向上や行政運営の効率化により、国民生活の向上や国民経済の発展
- ✓ 少子高齢化等への対応等の社会的課題の解決
- ✓ デジタル技術の活用を十分に行うことができない人々に対する支援
- ✓ デジタル化の基本原則としてのデジタル3原則 (デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ)

(2) 行政手続のオンライン化の徹底

➤ 行政手続きのオンライン原則

(オンライン原則)

- ✓ 行政機関に、原則全ての行政手続(申請及び申請に基づく処分通知)をオンラインで実施する義務を課す。
- ✓ オンライン化に当たっては、添付書類も含め、手続きの全体をオンラインで実施する。
- ✓ すぐにオンライン化できない手続も、一定の猶予期間を設け、それ以降はオンラインで実施する。

(適用対象等)

- ✓ 現物・対面が必要な手続は適用除外とするが、真にオンライン化が困難なものに限定する。
 - ✓ システム整備の費用対効果が著しく小さい手続きは、オンライン化「可能」な手続とする。
 - ✓ 国の行政機関等以外(地方公共団体等)についてもオンライン化の努力義務を課し、国がシステムの整備や情報の提供等の支援を実施することにより、オンライン化を推進する。
- ### ➤ 本人確認手法及び手数料支払いのデジタル化等
- ✓ オンライン手続に当たっては、紙を前提とした本人確認手法(署名や押印等)や手数料支払い(収入印紙等)はデジタル的な手法で置き換えなければならないものとする。

デジタルファースト法案の策定について

(3) 添付書類の撤廃

- 添付書類の省略
- ✓ 行政機関間の情報連携等により省略が可能となる添付書類につて、法令上省略可能とするための規定を整備する。
- 添付書類のデジタル化
- ✓ **添付書類のデジタルデータでの提出を受け付ける義務を行政機関に課し、紙の添付書類を撤廃**する。

(4) デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ✓ オンライン化の徹底や添付書類の撤廃を実現するためのシステム整備
- ✓ システム整備に当たってのAPIの整備及び活用
- ✓ 地方公共団体のデジタル化に対する支援
- ✓ 行政手続のデジタル化に当たってのデジタルデバインドへの配慮
- ✓ 民間手続のオンライン化の促進

(5) 整備法に係る作業

- ✓ 本法のみでは十分な措置を行うことができない等の理由により、独自にオンライン化の措置を行う必要があるものについては、本法の趣旨にのっとり、整備法として、一括して 個別法律を改正
- ✓ 今後、各府省の協力を得て、整備法の策定作業を実施

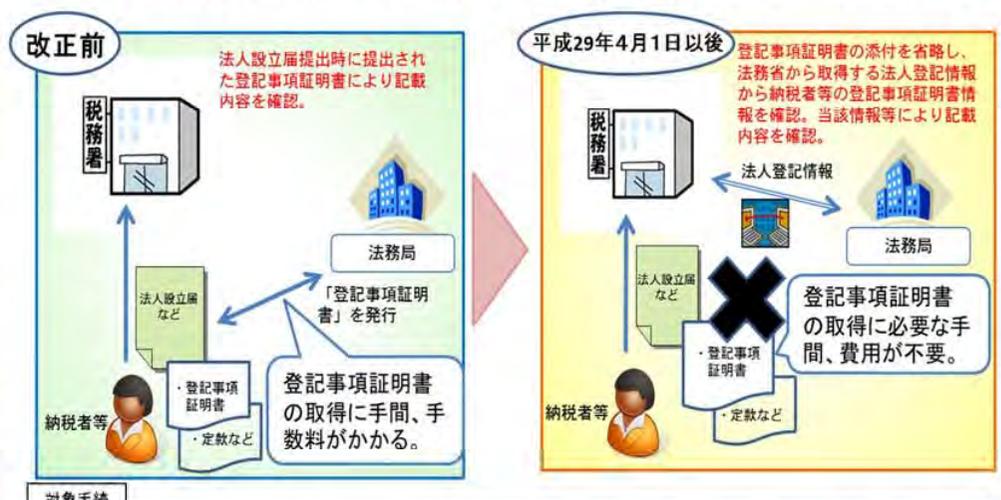
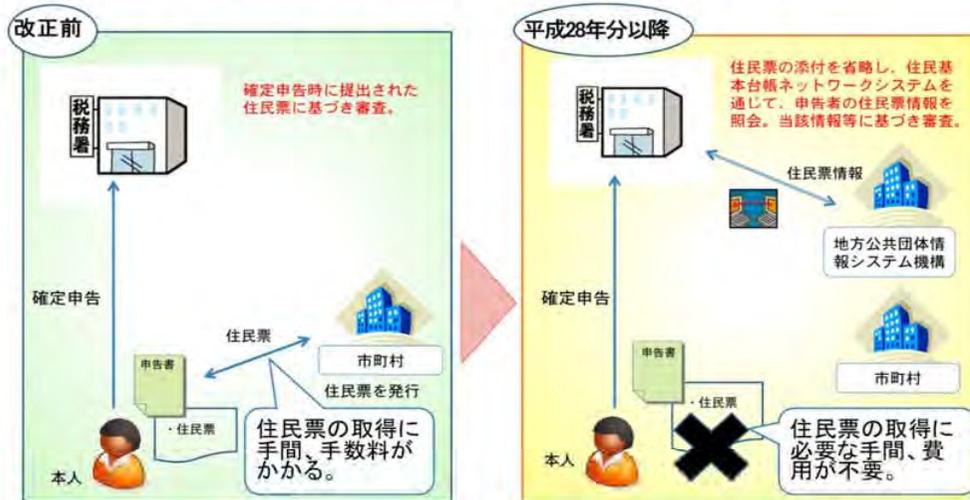
国税手続における添付書類省略に関する取組

- 国税手続における主要な添付書類(他の行政機関が発行するもの)は**住民票、登記事項証明書、戸籍**。
- ① **住民票**については、国・地方の情報連携により、**住宅ローン控除申告(年間約60万件弱※)**等における添付省略を実現。(平成28年分確定申告以降)
- ② **登記事項証明書(商業)**については、法務省との情報連携により、**法人設立届出書(年間約10万件強※)**等における添付省略を実現。(平成29年4月1日以降)
 - (参考)登記事項証明書(不動産)については、政府方針(「デジタル・ガバメント推進方針」)において、法務省のシステム更改(平成32年度予定)にあわせ、行政機関間の情報連携を可能とするよう取り組むこととされている。
- ③ **戸籍**については、法務省において新たな戸籍情報システムに係る検討が行われているところ(平成35年度末の運用開始予定)。その検討状況を踏まえ、情報連携の可能性について検討。
- 今後も、さらなる添付書類省略に向けた取組を推進。(酒類等の製造・販売業免許申手続における登記事項証明書(商業法人)の添付省略、税理士試験の受験資格の認定申請手続等における住民票の添付省略などを検討中。)

※添付省略化した直前3年間の件数の概数

確定申告時の添付書類(住民票)の省略(27年度税制改正)

法人の設立届出書等の提出時における登記事項証明書の添付省略(29年度税制改正)



住民票添付省略の対象となる特例

【所得税】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例など
 【贈与税】贈与税の配偶者控除、相続時精算課税の選択など
 【相続税】小規模宅地等の特例を適用する者のうち、特定居住用宅地等を取得した者

対象手続

- ・内国普通法人等の設立の届出 ・外国普通法人となった旨の届出 ・公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出
- ・普通法人又は協同組合等となった旨の届出 ・法人課税信託の受託者となった旨の届出
- ・酒類業組合等の成立の届出 ・酒類業組合等の解散の届出 ・酒類業組合等の役員等の異動書類の提出

(注) 事業の開始の際に必要な手続に関連する異動・解散の際に必要な手続を対象とする。